

2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 長 瀬 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 上島 宏之
(コード番号 8012 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫
(TEL 03-3665-3082)

役員に対する業績連動型株式報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として導入済みの、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」とします。）の内容を変更することを決議し、本制度の変更に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を 2025 年 6 月 18 日開催予定の第 110 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の内容の変更について

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、2022 年 6 月 20 日開催の第 107 回定時株主総会においてご承認をいただいたうえで導入し（なお、このご承認の決議を以下「前回決議」といいます。）、本制度を運用してまいりました。

今般、本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、本制度の内容を変更することといたします。

前回決議では、本制度に基づく報酬としての当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は退任時に交付するものとしていましたが、在任時に（下記 2 のとおり、当社によるポイント付与の都度）交付することに変更し、かつ、当該当社株式に 3 年または退任までの間の譲渡制限を付すことにより、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることといたします。

なお、本株主総会において本制度の内容の一部変更についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「執行役員」といいます。）に対して導入している業績連動型株式報酬制度につきましても、同様の変更を行う予定です。また、取締役相談役は本制度の対象外とします。

2. 変更後の本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、本信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき付与するポイントは(i)固定ポイントおよび(ii)業績連動ポイントの 2 種類です。

(i) 固定ポイント

固定ポイントは、2025 年 4 月 1 日以降の各事業年度（以下、「固定ポイント期間」といいます。）における職務執行を対象として、当該期間における役位等に応じて付与するポイントであり、原則として、各固定ポイント期間終了後に開催される当社の定時株主総会日（以下、「固定ポイント付与日」といいます。）に付与します。本株主総会において本議案が承認可決された場合、本株主総会終結日以降に下記（6）①により付与した固定ポイント見合いとして同②により取締役に交付する当社株式については、各固定ポイント付与日以降、所定の期間内（原則として固定ポイント付与日の同事業年度内）に交付したうえで、下記 3. の通り、当該株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

(ii)業績連動ポイント

業績連動ポイントは、2025 年 4 月 1 日以降の連続する 3 事業年度の各期間（以下、「業績連動ポイント期間」といいます。注 1）における職務執行を対象として、当該期間における役位、在任期間、および業績目標の達成度等に応じて付与するポイントであり、原則として、各業績連動ポイント期間終了後に開催される当社の定時株主総会日（以下、「業績連動ポイント付与日」といいます。）に付与されます。本株主総会において本議案が承認可決された場合、本株主総会終結日以降に下記（6）①により付与した業績連動ポイント見合いとして同②により取締役役に交付する当社株式については、各業績連動ポイント付与日以降、所定の期間内（原則として業績連動ポイント付与日の同事業年度内）に交付するものとしませんが、交付された株式について 3 年間の譲渡制限に服するものとし（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します。）。

注 1：ただし、初回の業績連動ポイント期間は、3 事業年度ではなく、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月末日までの 1 事業年度とします。

第 2 回の業績連動ポイント期間は 2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月末日までの 3 事業年度、

第 3 回の業績連動ポイント期間は 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月末日までの 3 事業年度とし、以降、同様とします。

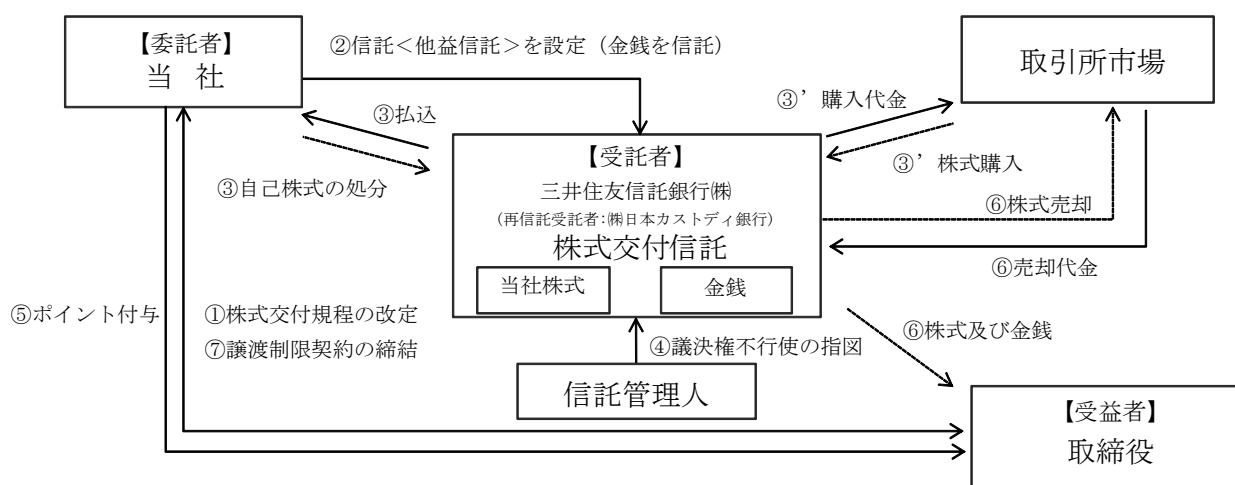
< 主な変更点 >

項目	変更前	変更後
①ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与	(i)固定ポイント:役位等に応じたポイントを付与 (ii)業績連動ポイント:役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
②対象期間	2023 年 3 月末日で終了する事業年度から 2026 年 3 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度	(i)固定ポイント期間:2025 年 4 月 1 日以降の各事業年度 (ii)業績連動ポイント期間:2025 年 4 月 1 日以降の連続する 3 事業年度(注 1)
③当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	②の対象期間中に合計金 280 百万円	(i)一の固定ポイント期間における職務執行に対して付与する固定ポイント見合いの当社株式の取得資金分:80 百万円(注 2) (ii)一の業績連動ポイント期間における職務執行に対して付与する業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金分:120 百万円(注 2)
④取締役役に付与されるポイント総数の上限	1 事業年度あたり 67,000 ポイント	(i)一の固定ポイント期間における職務執行に対して付与する固定ポイントの総数の上限:46,000 ポイント (ii)一の業績連動ポイント期間における職務執行に対して付与する業績連動ポイントの総数の上限:69,000 ポイント
⑤株式交付時期	原則として退任時	(i)各固定ポイント付与日以降、所定の期間内(原則として固定ポイント付与日の同事業年度内) (ii)各業績連動ポイント付与日以降、所定の期間内(原則として業績連動ポイント付与日の同事業年度内)
⑥交付する当社株式に対する譲渡制限	なし	(i)あり(原則として、当社株式の交付を受けた日から退任(取締役及び執行役員のいずれの地位でもなくなることをいう。以下同じ。)する日まで) (ii)あり(3 年間。ただし、退任した場合は譲渡制限を解除する。)

注2：当社は、前回決議の上限に基づき、2022年4月1日から2026年3月末日までの4事業年度の間に在任する取締役に対して、本議案による変更前の本制度に基づき取締役に交付するための当社株式の取得資金として、金280百万円を上限とする金銭を拠出（本信託に信託）済みです。この点を踏まえ、以下の金額の合計額は、金200百万円を超えないものとするようにします。

- ・初回の固定ポイント期間における職務執行に対して付与する固定ポイント見合いの当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の金額
- ・初回の業績連動ポイント期間における職務執行に対して付与する業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の金額
- ・2025年4月1日から2026年3月末日までの事業年度における職務執行に対して変更前の本制度に基づき付与するポイント見合いの当社株式の取得資金として拠出済みの金額

<変更後の本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、取締役を対象とする株式交付規程を改定します。
- ② 当社は、下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定済みである（本信託）ところ、その受託者に、株式取得資金に相当する金額の金銭を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます（業績連動ポイント見合いとして交付された株式については、3年間の譲渡制限に服するものとします（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します。）。）。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、業績連動ポイント見合いとして交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- ⑦ 本株主総会以降に付与された固定ポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）本信託に対する金銭の信託

本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、当社は、下記（６）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記（５）のとおり、本信託内の金銭を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本信託の受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

本信託は、当初は信託期間約４年間（２０２３年３月２日から２０２６年８月末日まで）として設定していますが、これを５年間（２０３１年８月末日まで（予定））延長します。ただし、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本信託に対し、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、上記（１）の上限金額の範囲内の金額を拠出（本信託に追加信託）します。

本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します（注３）。

注３：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社の執行役員に対して同様の業績連動型株式報酬制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金を併せて信託することがあります。

（５）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の追加取得は、上記（１）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分を受ける方法による取得または取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

（６）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定める固定ポイント付与日および業績連動ポイント付与日に、上記（１）のとおり、(i)固定ポイントおよび(ii)業績連動ポイントを付与します（注４）。

注４：業績連動ポイントについては、役位等に応じて定める数に業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数を付与するものとします。なお、かかる業績連動指標および業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしますが、初回の業績連動ポイント期間における業績連動指標は、「ＲＯＥ」「サステナビリティ関連指標」等とし、業

績連動係数のレンジは 50%から 150%までとする予定です。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、(i)一の固定ポイント期間に対して付与する固定ポイントとして 46,000 ポイント、(ii)一の業績連動ポイント期間に対して付与する業績連動ポイントとして 69,000 ポイントを、それぞれ上限とします。

なお、本議案を原案どおりご承認頂いた場合であっても、本定時株主総会終結以前の期間における職務執行の対価として、本議案による変更前の本制度に基づき、前回決議の範囲内で取締役のポイントを付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1 ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として各固定ポイント期間及び各業績連動ポイント期間の終了後、各ポイント付与の都度、所定の手續を経ることを上限として、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、各ポイント見合いの当社株式の交付を受けます（注5）。

注5：ただし、固定ポイント期間または業績連動ポイント期間の途中で退任する場合その他所定の場合には、当該期間終了時点より前に、固定ポイントまたは業績連動ポイントを付与したうえでその見合いの当社株式が本信託から当該取締役に交付されることがあります。

ただし、業績連動ポイント見合いとして交付する当社株式のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

なお、本議案による変更前の本制度に基づき本定時株主総会終結日以前の期間における職務執行期間の対価として付与されたポイントに応じた当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役へ交付される固定ポイント見合いとしての当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、以降に上記2.(6)①により付与された固定ポイント見合いとして交付する当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式（もしあれば）については、譲渡制限が付されていない当社株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた固定ポイント見合いとしての当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

4. 取締役へ交付される業績連動ポイント見合いとしての当社株式に係る譲渡制限期間

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、以降に上記2.(6)①により付与された業績連動ポイント見合いとして交付される当社株式については、当社取締役会で定める株式交付規程に従い、交付時から3年間の譲渡制限（譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止）に服するものとします（ただし、退任した場合は譲渡制限を解除します。）。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役および執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年3月2日
信託の期間 (延長後)	2023年3月2日～2031年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上